

令和6年度（令和7年度採用）

元自衛官の再任用（航空自衛官）採用要項

1 受付期間

令和6年11月1日（金）～令和7年1月31日（金）（必着）

2 採用予定期間（基準）

令和7年8月1日（金）～9月1日（月）

3 採用階級、採用特技職及び採用予定数

令和6年度に募集する採用階級、採用特技職名及び採用予定数は下表のとおりです。また、再任用者の希望により退職前に付与されていた特技職に関わらず、自衛隊又は離職後の実務経験を考慮し、他特技においても同等の能力を有していると認められる場合は、退職前の特技職とは異なる特技職において採用される場合があります。

採用階級	採用特技職名	採用予定数
2等空佐～ 3等空尉	操縦（注）※、航法（注）、宇宙、兵器管制（旧：要撃管制、機上要撃管制）、高射運用、航空管制、情報（旧：情報、語学、調査）、気象、情報通信（旧：プログラム、通信、地上電子、機上電子、電情、監理）、高射整備、航空機整備（旧：航空機整備、武装、車両器材整備）、施設、輸送補給（旧：輸送、補給）、会計調達（旧：生産調達、会計）、警備、警務、隊務管理（旧：監理、総務人事、厚生、教育、心理）、音楽、法務、技術、衛生（旧：衛生、心理）、薬剤（注）、医官（注）、歯科医官（注）	2等空佐～ 3等空佐 若干名 1等空尉～ 3等空尉 約20名
准空尉～ 3等空曹	宇宙、語学、情報、調査、サイバー運用、気象観測、電算機処理、飛行管理、航空管制、警戒管制、警戒管制（機上警戒管制）、基地防空操作、高射操作、機上電子整備、気象器材整備、航空管制器材整備、警戒管制レーダー整備、地上無線整備、電算機整備、基地防空電子整備、基地防空機械整備、高射電子整備、高射機械整備、火器管制装置整備、計測器整備、有線整備、油圧整備、計器整備、電機整備、救命装備品整備、ヘリコプター整備、航空機整備、エンジン整備、武器弾薬、車両整備、動力器材整備、工作、土木建築、電気、設備機械、給汽、消防、空中輸送（戦術輸送）（注）、空中輸送（特別輸送）（注）、輸送（注）、給養、補給、燃料（注）、調達、会計、総務、人事、厚生、教育訓練、警備、警務、衛生（注）、放射線（注）、臨床検査（注）、歯科（注）、救難（注）	約20名
空士長 1等空士	語学、情報、サイバー運用、気象観測、電算機処理、飛行管理、警戒管制、警戒管制（機上警戒管制）、基地防空操作、高射操作、機上電子整備、気象器材整備、航空管制器材整備、警戒管制レーダー整備、地上無線整備、電算機整備、基地防空電子整備、基地防空機械整備、高射電子整備、高射機械整備、火器管制装置整備、計測器整備、有線整備、油圧整備、計器整備、電機整備、救命装備品整備、ヘリコプター整備、航空機整備、エンジン整備、武器弾薬、車両整備、動力器材整備、工作、土木建築、電気、設備機械、給汽、消防、空中輸送（戦術輸送）（注）、空中輸送（特別輸送）（注）、輸送（注）、給養、補給、燃料（注）、調達、会計、総務、人事、厚生、教育訓練、警備、救難（注）	約100名

※：操縦特技職の採用階級は、3等空佐～3等空尉とします。また、採用後の配置は戦闘機以外の類型とするものの、退職前に戦闘機操縦者であった者も募集対象とします。

注：資格要件があります。

4 応募資格

(1) 応募対象となる者

区分	経験等	年齢								
幹部	<p>1 幹部として1年以上勤務した経験を有し、かつ、次に示す条件のいずれかを満たす者</p> <p>(1) 総合特技職又は専門特技職（旧：幕僚特技職、運用特技職又は技術特技職）のいずれかを付与されていた元航空自衛官</p> <p>(2) 航空自衛隊の初級の術科課程又は初級戦技教育に相当する教育を修了した元陸上自衛官及び元海上自衛官</p> <p>2 操縦特技に応募する者は、元操縦特技の者で採用予定日において、退職日から5年が経過していない者、又は、退職後に航空機を操縦する業務に従事していた者は、最後に操縦を行った日から5年が経過していない者</p>	<p>採用予定日において、元自衛官の再任用に関する訓令に定める年齢の者（下表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1曹以上</td> <td>52歳未満※</td> </tr> <tr> <td>3曹及び2曹</td> <td>51歳未満</td> </tr> <tr> <td>士長及び1士</td> <td>34歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※操縦特技職は44歳未満とする。</p>	階級	年齢	1曹以上	52歳未満※	3曹及び2曹	51歳未満	士長及び1士	34歳未満
階級	年齢									
1曹以上	52歳未満※									
3曹及び2曹	51歳未満									
士長及び1士	34歳未満									
准尉及び曹	<p>曹として勤務した経験を有し、かつ、次に示す条件のいずれかを満たす者</p> <p>1 中級（専門員：5レベル）以上の特技職を付与されていた元航空自衛官</p> <p>2 1と同等の能力を有していたと認められる元陸上自衛官（注1）及び元海上自衛官（注2）</p>									
士	<p>士として1年以上勤務した経験を有し、かつ、次に示す条件のいずれかを満たす者</p> <p>1 中級（専門員：5レベル）以上の特技職を付与されていた元航空自衛官</p> <p>2 1と同等の能力を有していたと認められる元陸上自衛官（注1）及び元海上自衛官（注2）</p>									

注1：「基本」認定後おおむね6か月～1年経過し、特技検定に合格している者

注2：海士における基本特技課程修了からの勤務経験2年程度を有する者

(2) 資格要件のある特技職

次の階級の特技職については、各資格を保有する者に限ります。

階級	特技職	資格
2等空佐～ 3等空尉 (操縦は、 3等空佐～ 3等空尉)	薬剤 医官 歯科医官 操縦、航法	薬剤師 医師 歯科医師 航空従事者技能証明取得者（退職時に有効な技能証明を保有していた者）
准空尉～ 3等空曹	輸送、燃料 空中輸送（戦術輸送、特別輸送）、救難、警戒管制（機上警戒管制） 衛生 放射線 臨床検査 歯科	大型自動車運転免許（自衛隊車両限定も可） 航空従事者技能証明取得者（退職時に有効な技能証明を保有していた者） 正看護師、准看護師又は救急救命士 診療放射線技師 臨床検査技師 歯科技工士
空士長 1等空士	輸送、燃料 空中輸送（戦術輸送、特別輸送）、救難、警戒管制（機上警戒管制）	大型自動車運転免許（自衛隊車両限定も可） 航空従事者技能証明取得者（退職時に有効な技能証明を保有していた者）

(3) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とする者以外）
- エ 令和7年1月31日現在、現に自衛官である者（任期付自衛官を除く。）

5 選考等

(1) 受験手続

ア 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒（A4判）に切手（180円）を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「元自衛官の再任用志願書類」の請求であることを明記してください。

なお、航空自衛隊ホームページから志願書類を印刷することもできます。

イ 提出書類及び提出先（注1）

志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参していただくか、航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班（〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1）に書留郵便にて送付してください。

提出書類	内容	必要数
元自衛官の再任用志願票	1 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください（注2）。 (脱帽、上半身、正面、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、応募種別を記入) 2 志願特技が退職時の特技と異なる場合はその理由を記入して下さい。 3 元准曹士については、2次選考希望会場を、下記の「第2次選考実施予定基地」の中から選んで記入してください。	1部
自衛隊受験票	1 志願票と同じ写真を貼ってください。 2 応募種別欄に「元自衛官再任用」の記載が無い場合は、その他を○で囲み、（ ）内に「元自衛官再任用」と記載してください。	1部
返信用封筒（注3）	A4判（角形2号）封筒に切手（180円）を貼り、送付先の宛先を明記してください。	1部
資格を証明する書類の写し	第4項第2号「資格要件のある特技職」に記載された特技職の採用を希望する志願者は、当該資格を保有していることを証明する書類の写しを同封してください。（免許証等）	1部

注1：志願書類受理後は、いかなる場合があっても志願書類は返却しません。（受理した志願書類は個人情報として厳正に取り扱い、採用に係る業務及び採用後の人事管理以外での目的では使用いたしません。また、使用目的が終了した場合についても、行政文書として適正に管理いたします。）

注2：写真は、本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注3：後日、返信用封筒をもって第1次選考の合格者に対して第2次選考に必要な事項等についてご連絡する予定です。

ウ 志願に関する注意事項

志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。また、受理後は、志願事項の変更は認めません。

(2) 選考

ア 第1次選考

志願内容、自衛官であった際の勤務成績（人事評価の結果又は勤務評定に基づく勤務成績報告書の評価）、勤務実績等から書類審査により選考します。

イ 第2次選考

第1次選考合格者から選考します。

(ア) 試験種目

口述試験及び身体検査

志願特技職が操縦、航法、航空管制、兵器管制（旧：要撃管制、機上要撃管制）、空中輸送（戦術輸送、特別輸送）、救難の者については、航空身体検査を実施します。また、警戒管制、土木建築及び輸送を付与されていた者については、選抜時等の身体検査に準じた身体検査を実施する場合があります。

※主な身体検査の合格基準は資料のとおりです。

※身体検査のため、眼鏡、Tシャツ及び短パンを持参して下さい。

(イ) 選考期日及び選考会場

令和7年4月14日（月）から5月中旬の間

元准曹士自衛官については、第2次選考会場の希望基地を、下表の第2次選考実施予定基地の中から選び、志願票の2次選考会場欄に記入して下さい。ただし、希望基地どおりにならない場合があります。

なお、元幹部自衛官の第2次選考会場は目黒基地のみの会場となります。航空身体検査については、2次選考期日前に最寄の航空自衛隊の基地において実施する場合があります。

細部については、後日航空幕僚監部人事教育部補任課より、本人に通知します。

第2次選考実施予定基地

千歳基地、三沢基地、松島基地、百里基地、熊谷基地、目黒基地、入間基地、浜松基地、岐阜基地、小牧基地、小松基地、奈良基地、美保基地、築城基地、芦屋基地、春日基地、新田原基地、那覇基地

6 採用予定者等への通知

(1) 第1次選考合格発表

合格発表日：令和7年4月1日（火）

航空自衛隊ホームページに掲載するとともに、第1次選考合格者には、航空幕僚監部人事教育部補任課から第1次選考合格通知書を合格発表日の発送をもって本人宛に送付します。

なお、不合格者には通知しません。

(2) 第2次選考合格発表

合格発表日：令和7年5月30日（金）

ア 航空自衛隊ホームページに掲載するとともに、第2次選考合格者には、航空幕僚監部人事教育部補任課から合格通知書、承諾書及び辞退書を合格発表日の発送をもって本人宛に送付します。

なお、不合格者には通知しません。

イ 第2次選考合格者は、送付された承諾書（辞退する場合は辞退書）に必要事項を記入の上、令和7年6月13日（金）（消印有効）までに航空幕僚監部人事教育部補任課に返送してください。

ウ 採用に承諾した者は採用予定者となり、後日、採用通知書を本人宛に送付します。

エ 採用予定階級、採用予定部隊等については、採用通知書に記載します。

7 身 分

特別職国家公務員（自衛官）

8 採用時の階級

原則として、自衛隊を退職した時（予備自衛官及び任期付自衛官退職時を除く。）の階級となります。ただし、退職時に特別昇任した者は、その特別昇任した日の前日の階級となります。また、退職時の階級よりも下位の階級での採用を希望することもできます。

9 採用時の特技職

(1) 原則として、元航空自衛官は航空自衛隊を退職した時に付与又は指定されていた特技職となります。

元陸上自衛官及び元海上自衛官については、現職自衛官であったときの職務等を考慮して相当する航空自衛隊の特技職に指定します。

(2) 次のア又はイに該当する場合は、再任用者の希望する特技職が指定されることがあります。

ア 再任用者が自衛隊を退職後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある特技職を希望する場合

イ 再任用者が自衛隊を退職後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関する特技職を希望し、かつ希望する特技職での採用が妥当と判断される場合

(3) 退職時に指定されていた特技職以外を希望する場合は、志願票の「退職時の特技と違う場合はその理由」に可能な限り記入してください。記入欄が不足する場合は、裏面に記入してください。

10 採用時の俸給及び若年定年退職者給付金について

(1) 採用時の俸給は、採用予定者の階級、学歴、職歴等により異なります。

(2) 若年定年退職者給付金は、再任用後の自衛官としての引続いた在職期間が20年以上ある者で、防衛省の職員の給与等に関する法律第27条の2第1号から第3号のいずれかに該当する場合に支給されます。

11 その他

(1) 再任用後、勤務経験等を踏まえ、一定期間教育訓練を実施する場合があります。

(2) 空士長及び元1等空士の再任用は、自衛隊退職前の任用区分にかかわらず自衛隊法第36条第1項に規定する任期制となります。

(3) 採用部隊等は、全国に所在する航空自衛隊の部隊等となるため、志願票の「志願希望部隊」欄に記入した部隊等以外での採用となる場合があります。

なお、希望する部隊等がある場合は、幹部及び准曹だけでなく、士についても記入してください。

(4) 志願票の「自衛隊退職後の勤務歴等」、「自衛隊退職後の学歴等」及び「資格免許」欄について、記入欄が不足する場合は、志願票の裏面に記入又は適宜の用紙をつけて記入してください。

(5) 志願書類の提出後、住所等、志願事項以外の事項が変更となった場合は、速やかに志願書類提出先（自衛隊地方協力本部又は航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班）に電話で連絡してください。

(6) 受験のための費用は自己負担になります。

12 問合せ先

採用要項の内容についてご不明点がありましたら、内容に応じ、それぞれ下表の部署又は最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせ下さい。

代表番号（航空幕僚監部）：03-3268-3111

内 容 等	部 署	内線番号
志願書類の記載及び提出要領に関すること	航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班	60393
2等空佐～3等空尉の採用試験（日程及び試験案内等）に関すること	航空幕僚監部人事教育部補任課人事第1班	60254
准空尉～1等空士の採用試験（日程及び試験案内等）に関すること	航空幕僚監部人事教育部補任課人事第2班	60265
採用後の身分（特技及び階級等）に関すること	航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課制度班	60391
採用後の俸給や若年定年退職者給付金等に関すること	航空幕僚監部人事教育部厚生課給与室	60318
2次選考合格者の入隊（採用日の調整及び入隊手続き）等に関すること	採用予定部隊の人事担当部署	—

主な身体検査の合格基準（注1）

検査項目	航空業務に従事しないもの	航空業務に従事するもの
身長	男子は150cm以上、女子は140cm以上	158cm以上 190cm以下のもの
体重	身長と均衡を保っているもの（注2）	
胸囲		身長と均衡を保っているもの（注2）
肺活量		男子は3,000cc、女子は2,400cc以上のもの
視力	両眼の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	両眼とも遠距離裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上（ただし、裸眼視力が0.2未満の者にあっては、矯正視力がマイナス6.0ジオプトリーからプラス3.0ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって1.0以上であるもの）、中距離裸眼視力又は矯正視力が0.2以上、近距離裸眼視力又は矯正視力が1.0以上で、近視矯正手術及びオルソケラトロジーを受けていないこと（注3）
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	正常なもの
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯（治療を完了したもの）を除く。）のないもの	
その他 〔尿検査 （胸部X線検査等） （注4）〕	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの。 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息（小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。） (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛（5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。） 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの（ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往（服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要）等を除く。） (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの（ただし、次のものを除く。） (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの（注5）・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないものの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患（重篤な症状をきたす可能性の高い食物アレルギーなど）について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ（重要なお知らせ）に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表のとおりです。

注3：矯正視力で受検する方は、遠距離視力、中距離視力及び近距離視力を同一の矯正眼鏡（遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可）で測定しますので、矯正眼鏡を必ず持参してください。中距離視力の測定は、近距離視力表を用い眼前80cmにおいて片眼ずつ検査します。

注4：「既往歴」「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。

事実と異なる申告をした場合は、合格が通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注5：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

合格基準表

1 航空業務に従事しないもの

■ 男子

身長 cm	体 重 kg 以上
150.0～	44
152.0～	45
155.0～	47
158.0～	47.5
161.0～	48
164.0～	49
167.0～	50
170.0～	52
173.0～	54
176.0～	56
179.0～	58
182.0～	60
185.0～	62
188.0～	64
191.0～	66

■ 女子

身長 cm	体 重 kg 以上	体重超過の 判定基準 kg 以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

2 航空業務に従事するもの

身長 cm	胸囲 cm 以上	体重	
		下限 kg 以上	上限 kg 未満
150.0～	—	—	—
152.0～	—	—	—
155.0～	—	—	—
158.0～	77.5	50	71.5(64.5)
161.0～	78.5	50	74 (67)
164.0～	79	50	76.5(69.5)
167.0～	80	51.5	79 (72)
170.0～	80.5	53	81.5(74.5)
173.0～	81.5	54.5	84 (77)
176.0～	82	56	86.5(79.5)
179.0～	83	58	89 (82)
182.0～	84	60	91.5(85)
185.0～	84.5	62	94 (88)
188.0～	85.5	64	96.5(91)
191.0～	—	—	—

※ 括弧内は女子の場合を示し、他は男女共通です。

元自衛官の再任用志願票(航空自衛官用)

頭文字	元自衛官の再任用志願票(元自衛官用)					写真	年月撮影
氏名 ふりがな						<small>(1) 次のような写真を、その裏面に 氏名を記入し、剥がれないよう に貼ってください。 ・申込前6ヶ月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの</small>	
	男					<small>(2) 写真を貼っていない場合又は 鮮明その他受験写真として適当 でない場合は受理しません。</small>	
旧氏名 ふりがな						<small>退職時の特技と違う場合はその理由</small>	
	(年月改め)						
生年月日 昭和 年月日 平成 (満歳)			職業			退職時特技での採用は希望 (する・しない)	
志望理由							
志望希望部隊 (基地等名)	第1希望 : ()			第2希望 : ()		第3希望 : ()	
配置・異動制限 の有無	() 特になし、全国可 () 基地等又は地域限定 ※どちらかの()に○を記入する。 基地等又は地域限定の場合、具体的な理由 :						
	階級	認識番号	特技	基地等名	部隊等名		
退職時 (退職時特別昇任者 にあっては退職日 前日の状況を記入)	退職理由						
入隊・退職 年月日	年月日 入隊		予備自衛官 の登録	有(階級 特技) · 無			
	年月日 退職		任期付自衛官 の登録	有(採用実績: 有 無) · 無			
現住所 ふりがな							
	郵便番号	—	電話番号(携帯可)	()	—		
2次選考会場 (元准曹士のみ)	第1希望基地 :			第2希望基地 :		第3希望基地 :	
家族等連絡先 ふりがな	氏名 続柄 住所						
	郵便番号	—	電話番号(携帯可)	()	—		
自衛隊退職後 の勤務歴等 (新しい順)	勤務先(部課まで) 及び所在地		従事していた業務内容(詳しく)			期間	
						年月～年月	
						年月～年月	
自衛隊退職後 の学歴等 (新しい順)	学校等名	部科名	所在地(市町村名まで記入)		期間		卒業・中退別
					年月～年月		卒業・中退
資格免許	資格免許名		取得年月日	資格免許名			取得年月日

私は、元自衛官の再任用選考試験を受験したいので申し込みます。
私は、日本国籍を有しております。自衛隊法第38条第1項各号のいづれにも該当しておりません。
また、この申請要項の記載事項はすべて真実であります。

年 目 日 氏名（自簽）

- 注：1 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
2 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
3 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。
4 志願票に記載した内容は、自衛官の募集以外の目的で使用することはできません。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

受付地方協力本部

注

応募種別	幹部候補生「大卒程度・院卒者」、航空学生、一般曹候補生、 医科・歯科幹部、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、 防衛大学校学生「推薦・総合選抜・一般（前期）・一般（後期）」、 防衛医科大学校学生「医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）」、 陸上自衛隊高等工科学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、 予備自衛官補「一般・技能」、元自衛官再任用、その他（ ）	
受験番号		
氏名		
試験場		
試験日時		

写真

志願票と同じものを貼り付ける。

縦4×横3cm

※1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を で囲むこと。

※2 幹部候補生応募者は、大卒程度・院卒者の区分を で囲むこと。

※3 防衛大学校学生応募者は、推薦・総合選抜・一般（前期）・一般（後期）の区分を で囲むこと。

※4 防衛医科大学校学生応募者は、医学科・看護学科（自衛官候補看護学生）の区分を で囲むこと。

※5 陸上自衛隊高等工科学校生徒応募者は、推薦・一般の区分を で囲むこと。

※6 予備自衛官補応募者は、一般・技能の区分を で囲むこと。

受験上の注意

- 1 この票を持参しない者は、試験場には入れません。
- 2 当日は試験開始30分前までに試験場に到着し、受付にこの票を提示してください。
- 3 この票は試験時間中、机の上に置いてください。
- 4 試験場では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない者は、退場されることがあります。